

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 2月17日

【報告者の名称】 株式会社サークルKサンクス

【報告者の所在地】 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。
東京都中央区晴海二丁目 5 番24号

【最寄りの連絡場所】 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

【電話番号】 0587(24)9500

【事務連絡者氏名】 取締役経理財務本部長 山口利隆

【縦覧に供する場所】 株式会社サークルKサンクス
(愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

株式会社名古屋証券取引所

(愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ユニー株式会社
所在地 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成24年2月16日開催の取締役会において、ユニー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記3.(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は下記3.(3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、現在、当社の普通株式40,748,372株（当社の平成24年1月13日提出の第11期第3四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の発行済株式総数（86,183,226株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）：47.28%（小数点以下第三位四捨五入））を所有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

なお、単元未満株式も本公開買付けの対象となります。また、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る可能性があります。

また、公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記3.（4）「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること（本公開買付け及びその後の公開買付者が当社を完全子会社化するための一連の取引を以下「本取引」といいます。）を企図しておりますが、本取引と並行して、公開買付者が平成24年2月16日に公表した添付資料「当社子会社である株式会社サークルKサンクス株式に対する公開買付けの開始及び持株会社体制への移行に関するお知らせ」の中の「持株会社体制への移行について」に記載の通り持株会社体制へ移行することを予定しており、その具体的な方法として、公開買付者において会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定される会社分割により、公開買付者の事業を新たに設立される会社（以下「設立会社」といいます。）に承継することを想定しているとのことです。これらの一連の取引により、公開買付者は、当社及び設立会社を含むグループ各社の株式を保有する純粋持株会社となり、引き続き上場会社となる予定とのことです。上記の会社分割及び持株会社体制への移行は、本年5月17日開催予定の公開買付者の定時株主総会において定款変更議案が承認されることを条件に実施するとのことです。

なお、公開買付者の代表取締役社長である前村哲路氏が持株会社体制移行後の公開買付者の代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）、当社の代表取締役社長である中村元彦氏が持株会社体制移行後の公開買付者の代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）に就任する予定です。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者の子会社としてコンビニエンスストア事業を営むべく昭和59年1月に設立されたサークルケイ・ジャパン株式会社とその起源を有する会社であります。サークルケイ・ジャパン株式会社は合併等を経た後、平成13年7月に、株式会社サンクスアンドアソシエイツを株式交換により完全子会社化し、サークルケイ・ジャパン株式会社を分割会社とする会社分割によりサークルケイ・ジャパン株式会社の営業の全部を承継する完全子会社として当社（当時の商号はサークルケイ・ジャパン株式会社）を設立し、商号を株式会社シーアンドエスに変更いたしました。その後、当社は平成16年9月に株式会社シーアンドエス及び株式会社サンクスアンドアソシエイツを吸収合併し（存続会社は当社）、商号を株式会社サークルKサンクスに変更して、現在に至っております。

現在、当社グループは、全国38都道府県において、6,248店舗（平成23年12月末現在）のコンビニエンスストア「サークルK」「サンクス」を直営及びフランチャイズ方式によりチェーン展開するほか、国内の一部地域においてはエリアフランチャイズ方式によりチェーン展開を許諾し、エリアフランチャイザー各社がそれぞれの地域においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。当社は、「お客様にWAKU WAKU（ワクワク）していただける店舗を作りたい」という経営ビジョンの下、お客様のニーズに適応した新商品・新サービスを開発し、お客様の利便性向上に注力して参りました。また、昨今における高齢化社会の進展等の社会環境の変化に伴うお客様の新たなニーズに対応するため、商品・サービスの更なる強化に取り組んでおります。

一方、公開買付者は、昭和24年12月設立の“西川屋”と昭和25年3月設立（公開買付者の登記上の年月）の“ほていや”が昭和46年2月21日に、資本の自由化に対処して強力な国際企業の完成を目的とする、流通近代化と国民生活の向上に貢献する複次元産業として日本経済の成長と安定に寄与する、この目的を達成するために中部圏を基盤として広く同志とともにナショナルチェーン化を図る、の3点を経営ポリシーとして誕生いたしました。

今期、公開買付者は前身の西川屋チエンが創業してから100周年となり、「新生活創造小売業」の実現を目指し小売業の社会的使命を果たすべく、「生活解決業であること、生活提案業であること、生活コスト引き下げ業であること」という「3つの宣言」を掲げております。公開買付者はこの宣言をもっと具現化していくために、「より豊かな生活を提案する店舗」である「APITA」と「毎日の生活に便利な店舗」である「PIAGO」という2つの大きなくりの下で、お客様にサービスを提供しているとのことです。

近年、当社グループを含む公開買付者グループを取り巻く経営環境は、海外経済の回復や政策効果、天候による特需を背景に緩やかな回復傾向が見られました。しかし、足元では資源・原材料の高騰や円高、個人消費の低迷など、デフレ脱却への兆しが一向に見えませんが、日本経済は、人口減少社会の到来や消費マーケットの縮小、消費税増額への懸念があり、私たち小売業において、より一層の厳しい環境が予想されます。特に、コンビニエンスストア市場では、今後大手チェーンによる寡占化、中小チェーンとの格差拡大が急速に進むものと考えられます。また、少子高齢化により人口減少・社会構造の変化が進展し、コンビニエンスストアの主要客層が若年層から中高年層にシフトするなか、お客様の新たなニーズへの対応が必要となっています。既存の品揃えや店舗フォーマットでは今後の成長は限定的であり、市場の飽和感から脱するためには「新しいコンビニエンスストア」の創造が急務であると認識しています。特に、先般の東日本大震災では、コンビニエンスストア事業はお客様の生活を支えるライフラインとして重要な役割を担う責務があること、そのため商品調達力の強化が重要であることを再認識いたしました。

以上のような点を踏まえ、平成23年9月頃から、当社グループを含む公開買付者グループにおける今後のグループ経営のあり方について検討を開始した結果、食料品を主体とする総合小売業とコンビニエンスストア事業のノウハウを有機的に組み合わせ、少子高齢化が進行し、急速に変化する国内マーケットへ多角的な小売ビジネスを展開するとともに、拡大成長するアジアを中心とする海外マーケットへ進出することが急務であり、また、ドミナントエリアでの食料品事業を主体とするスーパーマーケット、コンビニエンスストアなどとのさらなるグループ化を図り、お客様満足と新たな需要創造を目指すことが、当社グループを含む公開買付者グループとして必要であるとの結論に至りました。そのためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められており、このような取組みを当社の少数株主の皆様のリスクを回避しつつ迅速に意思決定して実施していくために、公開買付けにおける売却機会を当社株主の皆様にご提供することが良いと考えました。そして、当社を公開買付者の完全子会社とし、より一層の緊密な資本関係を構築することに加え、グループ企業価値の更なる向上のため、グループ経営資源の最適配分及びグループシナジーの最大化に関する意思決定をよりスムーズに行うことが可能な持株会社体制への移行が不可欠であるとの判断に至り、公開買付者は、平成24年2月16日、本公開買付けの実施を決定することとなりました。

このような事業体制の下、当社グループと公開買付者グループは総合小売業とコンビニエンスストア事業を中心としたグループ体制の強化とM & Aの促進によるグループ規模の拡大を目指し、以下のような体制・戦略の整備・拡充を行います。

グループ協業によるシナジー効果創出のため、商品開発、共同物流、共同販促による、グループシナジーの最大化

公開買付者が従来展開しているPBブランド『Style ONE』と当社のPBブランドの統一を進めており、既に共同商品開発も開始しております。

GMS中国出店やCVS海外出店等の海外戦略、規模の拡大を目指したM & A戦略及び狭商圏小型SM「ミニピアゴ」の展開等の新規事業戦略等の、グループの方向性の明確化

これまで当社を中心に運営してきた株式会社99イチバを公開買付者の完全子会社とする決議を本年1月19日に実施しており、今後は公開買付者が得意とする生鮮品の狭商圏での展開を強化する予定であります。

人・資金のグループ最適配分を目的とした、人材交流、資金管理一元化による、グループ経営資源の最適配分

持株会社を中心に人材の交流や、キャッシュマネジメントシステムの導入により資金の最適配分にも取り組む予定です。

これらにより公開買付者は当社や他のグループ会社とともにさらなる企業価値の向上に向けた運営をする方針であるとのことです。なお、公開買付者は当社の完全子会社化後も、当社の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、当社の事業の強化を図っていくとのことです。

(注1) GMSとは、ゼネラルマーチャンダイズストアの略であり、衣料品・食料品・住居関連品・余暇サービスにわたる総合小売業をいいます。

(注2) CVSとは、コンビニエンスストアをいいます。

(注3) SMとは、スーパーマーケットをいいます。

また、公開買付者は、現時点において本公開買付け及び持株会社体制移行後も当社の役員の体制並びに従業員の雇用及び処遇を維持継続する予定とのことです。公開買付者は、本公開買付け後も、当社及び公開買付者双方の企業価値の向上のため、完全親会社として、当社とのコミュニケーションを一層深め、当社を加えた公開買付者グループの企業価値の最大化に向け、従来にも増して、グループとして一体性のある事業戦略を展開してまいりたいと考えているとのことです。

当社は、以上の認識・検討及び下記3.(3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、当社の経営ビジョンである「お客様にWAKUWAKU(ワクワク)していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、当社のコンビニエンスストア事業のノウハウに公開買付者の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、当社が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上から、当社は、平成24年2月16日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、当社は、平成24年2月16日開催の取締役会において、平成24年2月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年2月期の期末配当を行わないこと、株主優待制度を廃止することを決議しております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は当社の普通株式40,748,372株(株式所有割合:47.28%)を所有し、当社を連結子会社としており、当社及び公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ F A」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。デロイト トーマツ F Aは、当社株式について、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）による算定を行い、当社は平成24年2月16日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、デロイト トーマツ F Aから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。デロイト トーマツ F Aによる当社株式の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

・市場株価法：1,271円～1,329円

市場株価法の算定においては、平成24年2月15日を基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社株式の基準日の終値1,329円、直近1ヵ月の終値の平均値1,305円（小数点以下四捨五入）、直近3ヵ月の終値の平均値1,271円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヵ月の終値の平均値1,284円（小数点以下四捨五入）をもとに、当社の1株当たり株式価値の範囲を1,271円～1,329円と分析しております。

・類似会社比較法：1,506円～1,783円

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の1株当たり株式価値の範囲を1,506円～1,783円と分析しております。

・D C F法：1,623円～1,960円

D C F法では、当社の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、当社が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たり株式価値の範囲を1,623円～1,960円と分析しております。なお、当社の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

なお、第三者算定機関であるデロイト トーマツ F Aは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして佐藤総合法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けております。

当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び公開買付者から独立性を有する、和田芳幸氏（公認会計士、太陽A S G有限責任監査法人）、佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）及び春木英成氏（弁護士、当社の社外監査役であり、東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の規則に基づく独立役員として指定・届出されております）の3名から構成される第三者委員会を設置し、本取引の目的、交渉過程の手続き及び対価の公正性の観点から、本公開買付け及びその後に予定されている当社の完全子会社化が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを第三者委員会に諮問いたしました。

第三者委員会は、平成24年1月20日から同年2月13日まで合計で4回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付け及びその後予定されている当社の完全子会社化の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者との間でも質問回答のやり取りを行い、同様の説明を受けました。また、デロイト トーマツFAが当社に対して提出した当社の株式価値算定書を参考にするとともに、デロイト トーマツFAから当社の株式価値評価に関する説明を受けました。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成24年2月15日に、当社の取締役会に対して、(a)当社と公開買付者が一層緊密な資本関係を構築し、それぞれのノウハウを組み合わせることで、多角的な小売ビジネスを展開するための新たな店舗フォーマットの開発を推進するという本取引の目的には合理性が認められること、(b)当社における本取引の実質的な検討は、公開買付者と利害関係を有しない取締役及び監査役によって行われており、交渉過程の手続きにおいて、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないこと、(c)本公開買付価格は、デロイト トーマツFAによる当社株式の株式価値の算定結果を参考として、当社と公開買付者が対等な立場で交渉を行ったうえで当該算定結果の範囲内で決定されており、本公開買付価格を含む本取引における対価について、その公正性を疑わせるような特段の事情は存在しないことから、本公開買付け及びその後予定されている当社の完全子会社化が当社の少数株主にとって不利なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、デロイト トーマツFAより取得した株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社が公開買付者の完全子会社となり、より一層の緊密な資本関係を構築することで、当社の経営ビジョンである「お客様にWAKUWAKU(ワクワク)していただける店舗を作りたい」という考えの下、差別化・ブランド化できる新商品の開発、集客や顧客囲い込みを狙った新サービスの開発、当社のコンビニエンスストア事業のノウハウに公開買付者の生鮮商品の販売・管理ノウハウ等を有機的に組み合わせた新たな店舗フォーマットの開発など、当社が目指す「新しいコンビニエンスストア」の創造を更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けにかかるその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年2月16日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役7名中、出席取締役5名)の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、当社の取締役のうち、上記3.(2)「本公開買付けの概要」に記載の通り、持株会社体制移行後の公開買付者の代表取締役社長兼最高執行責任者(COO)に就任することが予定されている中村元彦氏、及び公開買付者の取締役を兼務している佐々木孝治氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、上記と同様の観点から、中村元彦氏及び佐々木孝治氏は、本取引に関するその他の取締役会の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。

また、かかる取締役会に出席した監査役(監査役4名中、出席監査役3名(うち社外監査役1名))はいずれも、当社の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役のうち公開買付者の監査役を兼務している吉田龍美氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

買付け等の期間を比較的長期間に設定

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

なお、当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び公開買付者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成24年2月16日に当社の株式価値の算定結果について報告を受け、当該算定結果を記載した株式価値算定書を取得したとのことです。上記各手法において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 1,270円から1,330円
類似会社比較法 1,085円から2,120円
DCF法 1,063円から2,122円

まず市場株価平均法では、平成24年2月14日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の基準日終値1,330円、直近1週間の終値平均値1,315円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月の終値平均値1,304円、直近3ヶ月の終値平均値1,270円及び直近6ヶ月の終値平均値1,283円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,270円から1,330円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,085円から2,120円までと分析しているとのことです。

最後にDCF法では、当社の事業計画、当社とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,063円から2,122円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した株式価値算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討したとのことです。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価動向、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年2月16日付公開買付者取締役会決議において、本公開買付価格を1株当たり1,780円と決定したとのことです（なお、公開買付者は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。

本公開買付価格は、公開買付者による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年2月15日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値1,329円に対して33.9%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年1月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,305円に対して36.4%、過去3ヶ月間（平成23年11月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,271円に対して40.0%、過去6ヶ月間（平成23年8月16日から平成24年2月15日）の終値の単純平均値1,284円に対して38.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年2月16日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値1,330円に対して33.8%のプレミアムを加えた金額になります。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記3.（2）「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社株式の全部（当社の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）をすみやかに開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただくこと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成24年6月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社がすみやかに公表する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（当社が所有する自己株式を除きます。）当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社株式を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本報告書提出日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された当社株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

公開買付者は、上記各手続に関して、本公開買付け後の公開買付者の当社株式の所有状況、公開買付者以外の当社の株主の皆様が当社株式の所有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を当社に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、公開買付者は、公開買付者以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、当社を完全子会社とすることを予定しているとのことです。この場合に当該当社の株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定される予定とのことです。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由等

上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することができなくなります。また、上記3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社株式の上場申請は行われず、予定通りです。

上場廃止となる見込みが認められる本公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

上記3.(5)「上場廃止となる見込み及びその事由」の通り、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式は上場廃止となりますが、当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツFAより取得した当社の株式価値算定書、佐藤総合法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、また、当社が公開買付者の完全子会社となることにより当社に生じうる上記3.(2)「本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載されたシナジー効果等を考慮しつつ、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点から有益であり、本公開買付け価格及びその他の本公開買付けに係る諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、公開買付者は、上記3.(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、当社の発行済株式のすべて(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しているとのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

(7) その他

当社は、平成24年2月16日開催の取締役会において、平成24年2月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成24年2月末の期末配当を行わないこと、株主優待制度を廃止することを決議しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数 (個)
中村 元彦	代表取締役社長	-	8,986	89
山田 克巳	常務取締役	広報IR秘書室管掌兼監査室 管掌兼お客様・オーナー相談 室管掌兼内部統制・環境統括 室管掌	16,208	162
山口 利隆	取締役	経理財務本部長	3,697	36
高橋 順	取締役	営業本部長	2,581	25
齋藤 泰壽	取締役	商品本部長	3,249	32
佐藤 勝次	取締役	エリア関係会社本部長	3,685	36
佐々木 孝治	取締役	-	1,260	12
吉城 正明	常勤監査役	-	5,538	55
金森 幹雄	常勤監査役	-	3,569	35
春木 英成	監査役	-	-	-
吉田 龍美	監査役	-	-	-
計	11名		48,773	482

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本報告書提出日現在のものです。なお、所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権の数を含めております。

(注2) 取締役佐々木孝治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役のうち春木英成、吉田龍美は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上